

速度取締り指針

平成30年7月
大館警察署

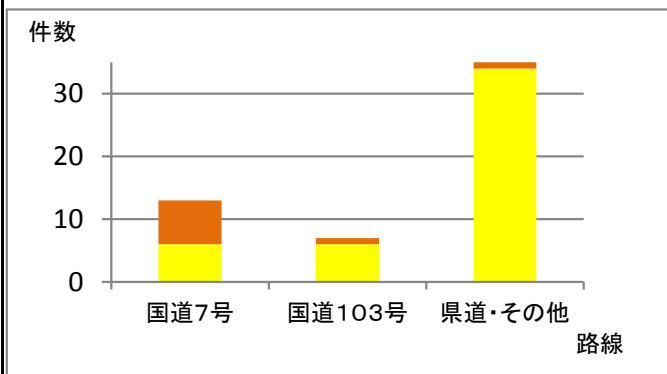
大館警察署の速度取締り重点

次の路線、時間帯を重点に速度違反取締り活動を推進する。
ただし、重点以外の路線、時間帯であっても、速度違反取締りを実施することがある。

重点路線	重点時間帯	重点区間	規制速度
国道7号	朝、昼夕間(8~10、12~18)	長坂~片山 釈迦内~長走	50キロ、法定
国道103号	朝、昼夕間(8~10、12~18)	立花~葛原	法定

大館警察署管内における交通実態等(平成30年1月~6月)

主な路線別・危険認知速度別
人身事故発生状況

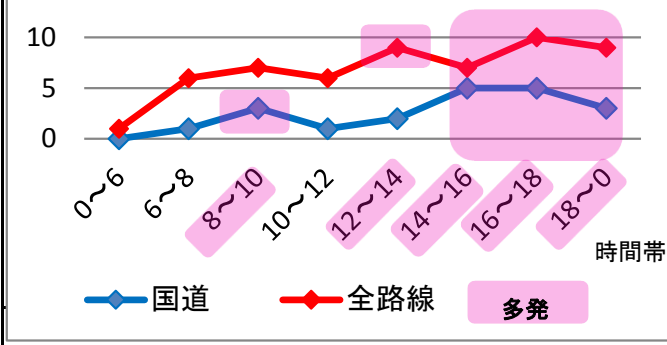


50km/h以上

50km/h未満

管内における、人身交通事故の発生状況を路線別に比較すると、国道7号と国道103号が20件(36%)、県道・その他道路での発生が35件(64%)である。
危険認知速度が、50km/h以上の交通事故は、国道7号が13件中7件(54%)、国道103号が7件中1件(14%)、県道・その他が35件中1件(3%)であり、国道2路線において、実勢速度が依然として高速度であることが認められる。
国道7号、同103号の両路線については、自動車専用道路の接続路線ともなっており、インターチェンジ周辺においては、速度抑制意識が弱まることから、周辺地域を含む両路線における速度取締りを継続して強化する必要があると認められる。

時間帯別事故発生状況



管内の時間帯別発生状況は、全路線については夕方(16~18)をピークに、昼から夜間(12~21)の時間帯で発生が多く、国道2路線については午後から夕方(14~18)をピークに、出勤時間帯(8~10)においても多発傾向が認められる。
朝から夜間(6~21)に9割以上の人身交通事故が集中しているが、特に昼から帰宅時間帯(12~18)の発生が多発している傾向から、同時帯の取締りを強化する必要があると認められる。

その他の交通指導取締り要点

管内の市街地路線においては、横断歩行者等妨害等の交差点関連違反や前方不注視を原因とする交通事故も高い割合を占めていることから、同原因を誘発する携帯電話使用等違反・一時不停止違反等の取締りも実施する。

~取締り要望の受理状況~

- 大型車両に対する速度違反の取締り
- 通学路における通行禁止・速度違反取締り
- 飲酒運転の取締り
- あおり運転に対する取締り
- 交差点関連違反の取締り